

「放課後子ども総合プラン」等に係るQ&A

【平成26年12月26日現在】

質問	回答
1 「放課後子ども総合プラン」について	
(1) 全体について	
<p>1 これまでの「放課後子ども総合プラン」とは何が違うのか。</p>	<p>平成19年に策定した「放課後子ども総合プラン」では、放課後児童クラブと放課後子供教室の連携を推進し、運営委員会の設置や研修の合同開催などを実施してきたが、国として明確な目標値を定めておらず、また、一体型の定義を示してこなかったところである。このため、新たに策定した「放課後子ども総合プラン」においては、放課後児童クラブや一体型の放課後児童クラブと放課後子供教室の平成31年度末までの目標値を定めるとともに、一体型の定義として、原則として、放課後児童クラブと放課後子供教室が、同一の小学校内等の活動場所（各活動場所が隣接する場合も含む）において、放課後子供教室が実施する共通のプログラムに放課後児童クラブの児童が参加することと明確化したことが、「放課後子ども総合プラン」と異なる点である。具体的な一体型の推進方策は以下のとおりである。</p> <p>①国は、「放課後子ども総合プラン」に基づく取組等について次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針に記載するとともに、市町村及び都道府県は、本指針に即し、一体型の放課後児童クラブと放課後子供教室の平成31年度の目標事業量や小学校の余裕教室の活用方策などを行動計画に盛り込み、計画的な整備を推進</p> <p>②既に活用されている余裕教室を含めた学校施設の活用の再検討の徹底を図るとともに、新たな取組として、放課後等に一時的に使われていない教室等の徹底的な活用促進</p> <p>③教育委員会と地方公共団体の長が協議する機関として新たに設置される「総合教育会議」の活用や、学校区毎に新たに協議会を設置し、協議を行うことで、活動プログラムの企画段階から、教育委員会と福祉部局の担当者や両事業の従事者・参画者が連携して取組を実施</p>
(2) 一体型の考え方等について	
<p>2 放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型とはどのようなものか。</p>	<p>一体型とは、放課後児童クラブと放課後子供教室を、同一の小学校内等の活動場所において実施しており、放課後子供教室が実施する共通のプログラムに放課後児童クラブの児童が参加できるものをいう。なお、放課後子供教室を毎日開催する必要はない。</p> <p>例えば、一方が小学校内で実施しており、他方の活動場所が、当該小学校に隣接（通りを挟んだ向かい側等を含む）している場合、児童自身での移動を安全に行うことが可能であって、放課後子供教室開催時に一緒に活動できるものも一体型とする。</p> <p>【参考】連携型について 放課後児童クラブと放課後子供教室の活動場所の少なくとも一方が小学校内等以外の場所にあつて、放課後子供教室が実施する共通のプログラムに、放課後児童クラブの児童が参加することをいう。</p> <p>その他、同じ学校区にあるが、現在、連携していない、又はどちらか一方しか存在しないケースもあり、今後、関係者間の協議を行うなどして、将来的には一体型・連携型に発展していくものもある。</p>
<p>3 「放課後子ども総合プラン」により市町村が放課後児童クラブと放課後子供教室を拡充する場合、一体型でなければならないのか。</p>	<p>「放課後子ども総合プラン」の通知に記載のとおり、「全ての小学校区で、放課後児童クラブ及び放課後子供教室を一体的に又は連携して実施し、うち一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室について、1万か所以上で実施することを目指す」としていることから、その効果的かつ円滑な実施に御配慮いただきたいが、一体的に実施しなくとも、現に公民館や児童館等、小学校以外で実施している放課後児童クラブ及び放課後子供教室については、保護者や地域のニーズを踏まえ、引き続き当該施設で実施することは差し支えない。このような一体型でない放課後児童クラブ及び放課後子供教室についても、両事業を連携して実施できるよう努めていただきたい。</p>
<p>4 一体型は、放課後児童クラブと放課後子供教室が同じ学校内で実施。場所が違う場合は、連携というらえ方で間違いないか。</p>	<p>一体型の定義では、「同一の小学校内等」で実施するものを一体型としているところ。「等」は、具体的には、小学校に隣接した場所で放課後児童クラブを実施して、学校内で実施している放課後子供教室の活動プログラムに参加する場合は、一体型として捉えて差し支えない。</p>
<p>5 一体型の活動場所としては、放課後子供教室のスペースが例示されていたが、学校に放課後の空きスペースがあまりない場合、放課後児童クラブが自分たちの専用スペースを放課後子供教室の活動場所として提供することは差し支えないか。（放課後児童クラブと放課後子供教室の両担当者が合意していることを前提。）</p>	<p>基本的に教室と一体的に実施し、共通プログラムを実施する場合にも、放課後児童クラブの生活の場の確保が必要である。</p>

「放課後子ども総合プラン」等に係るQ & A

質問	回答
6 公民館や児童館など別々の場所で教室やクラブを実施している市町村が多く、一体的に取り組む事が困難である。県として、一体型にこだわらず、連携した取組を市町村に推進していこうと考えているが、問題ないか。	地域の実情に応じて、一体型または連携型のどちらかで実施するかは実施主体である市町村の判断となるが、「放課後子ども総合プラン」の策定の趣旨を踏まえ、一体型での実施が可能な取組については、具体的な実施方法等について検討し、速やかに実施していただきたい。
7 一体型としてプログラムを実施する場合、何回程度、共通のプログラムを実施すればよいのか。	「放課後子ども総合プラン」の通知では、例示として週1～2日と記載したところであり、原則として週1～2日程度（年間35～70日程度）は実施していただきたいと考えている。 しかしながら、開設初年度から週1～2日程度を実施することが困難である場合には、月1回程度の実施でも一体型としてカウントしても差し支えない。
8 放課後児童クラブは毎日実施しているが、放課後子供教室は週に1回同一校舎内で実施しており、放課後子供教室に放課後児童クラブの子どもも参加している。このような実施頻度が異なっている取組でも一体型といえるのか。	また、そもそも放課後子供教室は毎日開催でなくとも構わないものであるから、放課後児童クラブと実施頻度が異なっても差し支えない。ただし、一体型として実施するためには、放課後子供教室のプログラムには原則として放課後児童クラブの児童も参加できることが必要である。
9 本市では、余裕教室がほとんどない。全国的には余裕教室が多く発生しているのか。	平成25年5月1日現在の公立小中学校の余裕教室数は、全国で約64,500室あり、全国的には増加傾向にある。
10 学校の統廃合が進むことによって、余裕教室が普通教室に変化してきており、余裕教室がほとんどない状況である。この場合は、どのようにしたら良いのか	余裕教室等の徹底活用に向けて十分な協議を行ってもなお不足する場合には、学校敷地内にプレハブ棟を新たに設置するなどして活動場所を確保していただきたい。併せて、共通のプログラムを実施する場合は特別教室等の一時的な利用も含めてご検討いただきたい。
11 これまで、4年生以上は放課後子供教室で実施してきたが、今後は、放課後児童クラブが6年生まで実施できることとなったことを受け、高学年用の放課後児童クラブを新設（年間250日）しながら、放課後子供教室は週2回の開催とする予定。引き続き補助対象となるか。	補助対象となる。週2回の放課後子供教室実施日は、共通のプログラムを実施し、できる限り一体型として実施していただきたい。
12 放課後子供教室のコーディネーターはどういう人が担っているか。また、放課後児童クラブの指導員と兼ねることは可能か。	PTA経験者や退職教員などが担っているケースが多い。また、放課後子供教室のコーディネーターと放課後児童クラブの指導員とは役割が異なり、兼ねることはできない。プログラムの企画・実施を連携したり、情報共有するなど連携・協力は進めていただきたい。
13 放課後児童クラブの職員について、基準第10条第3項各号に規定される資格に該当する有資格者を確保するために、どのような方策が考えられるか。	「放課後子ども総合プラン」においては、教育委員会と福祉部局の連携の強化について盛り込まれたことを踏まえ、教育委員会と福祉部局とが緊密に連携・協力を図ることにより、人材の確保を進めていただきたい。 特に教育関係者については、各教育委員会において情報を保有している場合があることから、福祉部局から教育委員会に照会、相談があった場合には、御協力をお願いしたい。例えば、生涯学習人材バンクなどを設置している場合にはその活用が考えられるほか、放課後子供教室において教育系大学との連携を行っている場合には、放課後児童クラブについての情報共有を行うこと等も考えられる。 その他、保育士や社会福祉士等については、福祉部局内の関係部署や、関係機関、関係団体等への相談、情報提供を行うなどにより、人材の確保を進めていただきたい。
14 学校区毎に放課後児童クラブと放課後子供教室を設けなければならないのか。例えば放課後児童クラブで放課後子供教室を兼ねることは出来ないのか。兼ねることができる場合は、どのような条件をクリアすれば良いのか御教示願いたい。	学校区毎に放課後子供教室を設置することを基本とするが、地域の実情により複数の学校区にまたがって教室を実施する場合にも補助の対象とする。 また、放課後児童クラブと放課後子供教室は、趣旨、目的が異なるので、放課後児童クラブで放課後子供教室を兼ねることはできない。一体型として実施する場合でも、放課後児童クラブの児童の生活の場としての機能を十分に担保することが重要であり、子ども・子育て支援新制度施行後は、改正児童福祉法第34条の8の2第1項の規定により、市町村が条例で定める基準を満たす必要がある。 なお、放課後児童クラブの運営主体が、放課後子供教室の運営を別事業として受託することは可能である。
15 土曜日の学習活動を学校外で行っていても、それは一体型と認められるのか。本市の場合、土曜日は放課後児童クラブが開かれないので、難しい。	一体型は、原則として同じ小学校内で放課後児童クラブと放課後子供教室が実施されることを前提としており、学校外の場合には一体型とは認められない。また、土曜日に放課後児童クラブと放課後子供教室の活動が小学校内等で一体的に行われるのであれば、一体型としてカウントすることは可能である。
16 「放課後子ども総合プラン」において、市町村は「運営委員会」を設置することとされているが、既存の「放課後子どもプラン」における運営委員会をそのまま活用しても差し支えないか。	既存の「放課後子どもプラン」の運営委員会をそのまま活用することを想定しているものではないが、「放課後子ども総合プラン」にあわせて、既存の運営委員会を拡充して運用することについては差し支えない。

「放課後子ども総合プラン」等に係るQ & A

質問	回答	
(3) 次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画への記載等について		
17	<p>次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第二十号）に基づく市町村行動計画の記載について、具体的にどのように記載すればよいのか。</p>	<p>原則として、全ての事項について記載していただくとともに、具体的には以下の内容を記載していただくことを想定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブ及び一体型の目標事業量については、数値目標を記載。 ・放課後子供教室の整備計画については、定性的な表現でも可。 ・一体的又は連携の具体的方策や余裕教室の活用方策、行政部局の連携方策等については、定性的な表現で記載。 <p>また、一体型箇所数の数値目標については、地方自治体が一体型の放課後児童クラブ・放課後子供教室として認識している箇所（放課後児童健全育成事業及び学校・家庭・地域の連携協力推進事業の補助金を活用せず、自治体の独自予算にて実施している取組）を含めて、数として記載することも可能である。</p> <p>なお、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画の記載例は以下のとおり。参考にしていただきたい。（・は記載例）</p> <p><市町村行動計画に盛り込むべき内容></p> <p>(1) 放課後児童クラブの平成31年度に達成されるべき目標事業量</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童クラブについては、市町村子ども・子育て支援事業計画に盛り込むこととされている平成27年度～平成31年度の各年度における量の見込み並びに実施しようとする提供体制の確保の内容及びその実施時期を記載すること。 また、合わせて以下のような内容についても記載することが考えられる。 ・平成31年度までに、全小学校区の〇％に整備することを目指す。 ・平成〇〇年度までに、〇％を小学校内で実施することを目指す。 等 <p>(2) 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の平成31年度に達成されるべき目標事業量</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成31年度までに、〇〇カ所整備することを目指す。 等 <p>(3) 放課後子供教室の平成31年度までの整備計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成31年度までに、市内全小学校区に整備することを目指す。 ・平成〇〇年度までに、全小学校区の〇％に整備することを目指す。 ・希望する学校区を調査、把握し、実施に向けて計画的な整備を推進。 等 <p>(4) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通プログラムの企画段階から、放課後児童クラブの支援員と放課後子供教室のコーディネーターが連携してプログラムの内容・実施日等を検討できるように、学校区毎の定期的な打合せの場を設ける。 ・連携型の場合の共通プログラムを実施する場合は、プログラム終了後に安全に児童が移動できるように、ボランティアを配置する。 等 <p>(5) 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営委員会等において、余裕教室の活用状況等について、定期的に協議を行い、使用計画を決定・公表する。 ・事業の実施主体である教育委員会と福祉部局の担当者が個別に各小学校を訪問し、学校関係者と話し合う機会を持ち、放課後子ども総合プランの必要性、意義等について説明を行い、理解を促す。 ・放課後子供教室実施日には、特別教室、体育館、校庭、図書室等の一時利用を促進する。 等 <p>(6) 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後活動の実施にあたっての責任体制を文書化するなど明確化する。 ・総合教育会議を活用し、総合的な放課後対策について協議を行う。 <p>(7) 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組 等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成31年度までに、開所時間延長支援事業をすべての放課後児童クラブで実施することを目指す。 等 <p>※(4)～(7)については、まとめて記載でも可。</p>
18	<p>次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画について記載ができなかった場合は補助の対象とならないのか。</p>	<p>次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画については、策定が任意となっているところであるが、「放課後子ども総合プラン」に基づき、原則として、市町村行動計画に記載していただくこととしている。</p> <p>その際、市町村行動計画の策定を補助要件化するかについては、少なくとも新たに検討している一体型の支援策については要件とする方向で検討している。</p> <p>市町村行動計画を策定しない又は年度内に策定できないなどの場合には、個別に文部科学省及び厚生労働省にご相談いただきたい。</p>
19	<p>「放課後子ども総合プラン」の通知の「3 事業計画」について、市町村子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定することができるかとされているが、支援計画の項目として、13事業中の放課後児童健全育成事業のところで策定すべきなのか、又は任意事項の項目で別途規定すべきなのか。</p>	<p>「放課後子ども総合プラン」の事業計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画に盛り込むこととしており、子ども・子育て支援法の子ども・子育て支援事業計画に盛り込むものではないが、一体のものとして策定する場合、項目立て（項目の順番）は各自自治体が判断して差し支えない。</p>

「放課後子ども総合プラン」等に係るQ & A

質問	回答
20 「放課後子ども総合プラン」には、市町村行動計画に盛り込むべき内容が示されているが、新制度に基づく事業量について確保方を計画する場合、この内容を事業計画に盛り込まなければならないのか。また、その場合、今年度中に決定しなければならないのか。	「放課後子ども総合プラン」の事業計画は、次世代育成支援対策推進法の行動計画に盛り込むこととしている。また、新制度の放課後児童健全育成事業のニーズ量に基づく確保方針については、子ども・子育て支援法の子ども・子育て支援事業計画に定めるものとされている。 なお、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針については、11月28日付けで告示したところであるが、本年6月24日に閣議決定された「日本再興戦略」改訂2014においては、「次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画策定指針」を改正し自治体に計画の策定を求めるなど所要の制度的措置を年度内に実施する。」こととされている。
21 放課後子供教室を実施している小学校から遠い放課後児童クラブでは、放課後子供教室との連携は物理的に難しい。放課後子供教室のプログラムに年に数回程度参加できるようにする取組も、「放課後子ども総合プラン」に基づく取組として行動計画に盛り込んで良いか。	「放課後子ども総合プラン」の通知には、市町村行動計画に盛り込むべき内容として、「放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策」としているため、「連携」による実施として盛り込むことが可能である。
22 「放課後子ども総合プラン」に基づく取組等について、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画に記載することとされているが、一体型もしくは連携型の事業展開はしておらず、来年度から実施する予定がない場合でも、将来の実施に向けた実施環境の整備としての小学校の余裕教室を活用しての放課後児童クラブの整備等であれば、補助対象となるのか。	どの補助事業について、次世代育成支援対策推進法の行動計画の策定を補助要件化するかについては、今後、予算編成過程で検討することとしているが、少なくとも新たに検討している一体型等の支援策については要件とする方向で検討している。
23 「放課後子ども総合プラン」の事業計画を、次世代育成支援対策推進法の市町村行動計画と位置付けない子ども・子育て支援事業計画に記載しても財政支援の対象となるか。 また、既存の運営費や整備費にも同様の補助要件を課すのか。	市町村行動計画又は都道府県行動計画の策定に当たっては、放課後児童クラブ及び放課後子供教室に係る事項のみの策定とすることや、子ども・子育て支援法に定める市町村子ども・子育て支援事業計画又は都道府県子ども・子育て支援事業計画と一体のものとして策定することも差し支えないこととしている。 一体型を中心とした放課後児童クラブ・放課後子供教室の計画的な整備等を着実に進めていくため、制度的な位置付けない計画の策定をもって財政支援の対象とすることは望ましくないと考える。 また、どの補助事業について、次世代育成支援対策推進法の行動計画の策定を補助要件化するかについては、今後、予算編成過程で検討することとしているが、少なくとも新たに検討している一体型等の支援策については要件とする方向で検討している。 なお、既存の放課後児童クラブについては、市町村子ども・子育て支援事業計画に記載された内容に基づき、補助を行う方針である。
24 財政支援の対象となるために、市町村行動計画に盛り込むべき内容については、「放課後子ども総合プラン」の通知において示された7項目となるのか。	市町村行動計画に盛り込むべき内容については、通知において示した7項目を前提として、11月28日付けで告示した新たな「行動計画策定指針」に記載しているが、今回告示した7項目が盛り込まれていれば、財政支援の対象とする方針である。 また、具体的に記載すべき内容については、ポイントに提示したとおり、数値化可能な目標については、定量的な目標設定をお願いしたい。 なお、放課後児童クラブの目標事業量を除き、各年度毎の目標設定までは求めず、平成31年度末時点における目標の記載があれば差し支えない。
25 市町村行動計画については、必ず今年度中に策定しなければならないのか。また、今年度中に策定できなかった場合については、財政支援の対象外となるのか。	市町村行動計画の策定については任意となっているが、「日本再興戦略」改訂2014においても、「次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画の策定等を今年度内に求める」こととされており、策定期間は平成26年度中であることが望ましい。 今年度中に市町村行動計画を策定できなかった場合における財政支援の取り扱いについては、今後の予算編成過程において検討したい。
26 次世代育成支援対策推進法の行動計画において、本市では放課後子供教室と放課後児童クラブの連携に関して、現時点で検討事項とされており、また、計画の確定の時期に入ってしまったため、当初の計画に盛り込むことができない。補助事業を受けるに当たり、次世代育成支援対策推進法の行動計画に、当初から放課後子供教室と放課後児童クラブの連携について盛り込まれていることが要件となりうるか。また、当初計画に盛り込めない場合、計画の改定の時期に盛り込むことで補助を受けることは可能か。	原則として財政支援を受けるためには、次世代育成支援対策推進法の行動計画に一体型の目標事業量や放課後子供教室の整備計画についても盛り込んでいただくことを想定している。 なお、次世代育成支援対策推進法の行動計画の策定を補助要件化するかについては、新たに検討している一体型の支援策については要件とする方向で検討している。
27 行動計画の作成をしないことや放課後子供教室と放課後児童クラブの一体型や連携ができないことによって補助対象から外れてしまうのか。	原則として財政支援を受けるためには、次世代育成支援対策推進法の行動計画に一体型の目標事業量や放課後子供教室の整備計画についても盛り込んでいただくことを想定している。 なお、次世代育成支援対策推進法の行動計画の策定を補助要件化するかについては、新たに検討している一体型の支援策については要件とする方向で検討している。
28 国の補助を得るためには、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画に目標を定めなければならないのか。	市町村行動計画を策定しない又は年度内に策定できない場合などの場合には、個別に文部科学省と厚生労働省にご相談いただきたい。

「放課後子ども総合プラン」等に係るQ & A

質問	回答
(4) 補助対象等について	
29 子ども・子育て支援事業計画の「放課後児童健全育成事業」において、放課後児童クラブの単独施設整備を計画しているが、今後の放課後児童クラブ施設整備について、「放課後子ども総合プラン」の一体型ではない場合は、「放課後子ども総合プラン」の補助金の対象とはならないのか。	放課後児童クラブを単独で整備する場合も含め、平成27年度の放課後児童クラブ整備費の取扱については、予算編成過程で検討することとしているが、一体型でない場合でも、子ども・子育て支援事業計画に基づき量的拡充を図る場合には、対象とする方向で検討している。
30 「放課後子ども総合プラン」として、放課後子供教室と放課後児童健全育成事業を同一の部屋等で完全に一体化して運営した場合、放課後児童健全育成事業の補助金の対象にはならないのか。	平成27年度の補助対象等については、予算編成過程で検討することとしているが、一体型として実施する場合でも、放課後児童クラブの児童の生活の場としての機能を十分に担保することが重要であり、放課後児童クラブと放課後子供教室のそれぞれの機能を維持しながら、両事業を実施するものであるため、それぞれの事業の補助基準等を満たすことにより補助対象となり得る。
31 「放課後子ども総合プラン」の推進にあたり、一体的に学校内施設を整備するための補助はあるのか。	「放課後子ども総合プラン」による放課後児童クラブの量的拡充として、小学校の余裕教室等の校舎内や、小学校の敷地内又は小学校隣接地に、一体型を中心とした放課後児童クラブ・放課後子供教室を計画的に整備していくため、市町村の取組みへの支援の充実を行うこととしている。 具体的には、 ・放課後児童クラブ環境改善事業の充実 ・放課後児童クラブ整備費の充実 などを検討しているところである。
32 小学校内に放課後子供教室と放課後児童クラブを整備し、例えば、授業が終了した児童（帰宅児童を除く）は全員、まず放課後子供教室で17時まで活動し、その後、留守家庭の児童は放課後児童クラブを19時まで利用する場合、放課後児童クラブの開所時間は2時間となり、国庫補助の対象外（「平日につき1日平均3時間以上の開所」を満たさない）となるのか。	現行の国庫補助の対象となるには、平日につき1日平均3時間以上開所する必要がある。また、省令基準第18条においても、平日の開所時間は3時間以上を原則としている。 放課後子供教室と一体的に実施する場合においても、放課後児童クラブとして、基準省令に基づき、専用室の確保や職員を二人以上配置する必要があり、平日であれば授業終了後等で3時間以上開所することが必要となる。
(5) 放課後児童クラブ（放課後子ども総合プラン関連）について	
33 一体的に実施する場合、放課後児童クラブの事業を実施するにあたり、職員の位置付けをどのように考えているか。	放課後児童健全育成事業の基準省令の解釈通知に記載しているとおり、放課後子供教室など、全ての児童を対象にした事業等と一体的に実施する場合についても、放課後児童支援員等は放課後児童クラブの利用者の支援を行うものであるため、例えば、放課後子供教室と一体的に実施する場合には、当然、放課後子供教室のプログラムの実施や安全管理等を行う人材が必要となるものであり、放課後児童支援員等が放課後子供教室に従事する者の代替となることは認められない。 ただし、一体的に事業を実施する場合には、放課後児童クラブの利用者が利用者以外の児童と共に遊びや生活の時間を過ごすことが望ましいことから、両事業において適切な人数の職員が配置されている場合に、放課後子供教室等に従事する者と協力し、放課後児童支援員等が利用者以外の児童の安全管理等を合わせて行うことを妨げるものではない。
34 小学校の余裕教室等を放課後児童クラブの専用室として一時的な利用ではなく、「転用」する場合、小学校施設と完全に隔離するような施工は必要ないのか。	放課後児童クラブとして、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた「専用区画」であれば、学校施設と完全に隔離する必要はない。
35 民間サービス等を活用した多様なニーズへの対応があげられているが、従来の民間事業者に対する運営費補助よりも対象となる経費が拡大するのか。	放課後児童クラブにおける通常の活動内容に加えて、保護者や本人の意向により特別な活動内容（塾、ピアノ教室等）を実施することは差し支えないが、このような特別な活動は、利用児童全員を対象とするものではなく、特定の児童を対象とした固有のニーズであることから、従前どおり当該経費については国庫補助の対象とはならず、実費徴収により対応することが適当である。 また、このような特別な活動を同一の建物内で実施する場合には、通常の活動（遊び、宿題など）を行っている児童の妨げにならないよう、特別な活動を実施するための専用スペースを確保するとともに、通常の活動を実施している生活スペースと設備（出入り口やトイレ等）を別にするなど配慮すること。
(6) 放課後子供教室（放課後子ども総合プラン関連）について	
36 放課後子供教室について、全校区への設置が難しいと考えているが、計画に全校区への設置を反映できない場合、補助を受けられないことはあるか。	全校区実施しないと補助対象外とするということはない。ただし、計画的に整備を進めていただきたい。
37 また、数値目標（一体的運用10,000箇所、放課後子供教室を20,000箇所など）は自治体に数値目標の割り当てを行うのか。	国から自治体に目標の割り当てを行うことは考えていない。
38 放課後子供教室について、小学校以外での実施をしているが、来年度の申請において、一体型や学校施設の利用がなければ、補助額において影響があるのか。	査定については、予算がどの程度取れるか、また、どの程度の申請があるかによって査定基準が変わってくるので、今の段階で答えるのは難しいが、一体的に実施した場合には、予算上のインセンティブを付与するなどについては検討してまいりたい。

「放課後子ども総合プラン」等に係るQ & A

質問	回答
39 放課後子供教室について、一体型で申請した方が補助金が受けやすいなどはあるのか。	査定については、予算がどの程度取れるか。また、どの程度の申請があるかで査定基準が変わってくるので、今の段階ではお答えできない。
40 一体的に実施する場合でも、放課後子供教室の標準的な日数は249日のままなのか。	249日を標準的な日数としているのは、予算上の問題である。来年度の標準的な日数（補助上限）については、要綱等を示す段階で示してまいりたい。
41 学校施設内の活用などができない放課後子供教室は今後、補助対象から外れるのか。	地域の実情に応じて、実施を行って頂ければと考えており、児童館で実施している放課後子供教室などを補助対象から外すことはしない。
42 本市では、放課後子供教室として、自由遊びの見守りを行っている。放課後子ども総合プランでは、プログラムの充実など教育的性格をより強めようと感じている。自由遊びだけの放課後子供教室は認められなくなるのか。	文部科学省としては、事業の趣旨・目的を踏まえて、学習や文化的体験、スポーツ活動などを子どもが経験できる機会を充実する方向で検討していただきたい。例えば、週5日の場合には、1日は活動プログラムを行うなど、可能な範囲で実施していただきたい。
43 今後、放課後子供教室も放課後児童クラブに併せて250日の開催を文部科学省として進めていくのか。	放課後子供教室は、毎日開催でなくても構わないものであり、開催日数については、地域の状況に合わせて実施していただいて差し支えない。（開催日数の増については、必要に応じてご検討いただきたい。）

2 放課後児童クラブ（放課後子ども総合プラン関連以外）について

(1) 児童福祉法の改正について

1 児童福祉法の改正により、第34条の8第2項に「国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出て、放課後児童健全育成事業を行うことができる」とあるが、この厚生労働省令や様式等の内容はいつ示されるのか、また、この届出は、1人以上の場合も届出が必要となるのか。 さらに、民設の既存施設は、改めて平成27年4月1日から3か月以内の平成27年6月30日までに市町村長に届け出ることになるのか。	厚生労働省令については、現在関係所管等と調整中であり、12月中を目途に公布する予定としている。様式等の内容についても検討中である。 また、市町村長への事前の届出については、人数要件はないため、登録児童数が1人の場合でも届出が必要である。 さらに、民設の既存施設については、平成24年8月22日に公布された「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）（以下「整備法」という。）」第7条の経過措置により、整備法施行の日から起算して3か月以内に市町村長に届け出ることとされている。
--	--

(2) 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について

2 平日に比べて土曜日においては、利用する児童数は減少する傾向にあるが、平日に2つの「支援の単位」で運営している場合、土曜日は1つの「支援の単位」にして運営してもよいか。	現行においても、「クラブの利用児童が少ない土曜日等に、複数のクラブの児童を1つのクラブに集めて開所する場合、①指導員の同行等によって児童の移動の安全確保を図る、②日頃からクラブ間の連携、連絡を密にしておくなど、利用児童に配慮した実施体制を確保していれば、それぞれのクラブの開所日数に含めて差し支えない」との取扱いをしているところであるが、来年度においては、土曜日に1つの「支援の単位」として運営するに際して、放課後児童支援員の数や児童の集団の規模などが市町村が条例で定める基準を満たすことを条件として、利用児童に配慮し、運営に支障が生じないような実施体制を確保していれば1つの「支援の単位」として運営して差し支えないこととする。
3 基準第10条第3項に基づき都道府県知事が行う研修について、9月30日付け事務連絡でガイドライン（案）が示されたが、その具体的な実施方法等は今後示されるのか。	放課後児童支援員の資格を得るための都道府県知事が行う研修（認定資格研修）についても、自治体から受講料の取扱いについてなど多くの照会が寄せられているところであり、「都道府県認定資格研修に係るQ & A」として別途お示しする予定である。
4 基準第10条第4項において、「一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。」とされていることから、例えば、1つのクラブ（70人規模）を、別々の場所（余裕教室とアパートの一室）で適正な児童数に分けた場合に、それぞれを1つのクラブとみなすのか、それとも、1つのクラブの中に2つの支援の単位があると解してよいか。	別々の場所（複数の建物）で事業を実施する場合には、一般的に、それぞれの実施場所の環境条件等が異なるものと考えられるため、それぞれ1つのクラブとしてみなすことが適当である。 この場合、基準第14条では、「放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、（中略）運営規程を定めておかなければならない。」と規定しており、事業所ごと、すなわち1つのクラブごとに運営規程を定めることとなるため、2つの運営規程を定める必要がある。
5 基準第10条第5項の「同一敷地内の他の事業所、施設等」には同一敷地内の放課後児童健全育成事業所が入るのか。 例えば、55名分の放課後児童クラブを15名クラブと40名クラブに分けた場合、15名のクラブ職員のうち1名は40名のクラブ職員と兼務させてよいか。	放課後児童クラブを分割する場合には、基準第10条第5項の「同一敷地内の他の事業所、施設等」には、同一敷地内の放課後児童健全育成事業所を含めて考えて差し支えない。ただし、ご指摘の事例では、40名のクラブについて、仮に2人の職員のみ配置されている場合には、1人が兼務すると、最低基準を満たさないことに留意が必要である。

(3) 「量の見込み」と「確保方策」について

「放課後子ども総合プラン」等に係るQ & A

質問	回答
5 子ども・子育て支援新制度の確保方策について、放課後児童クラブ以外の例えば放課後子供教室による確保でも良いのか。	放課後児童クラブの「量の見込み」に対応する子ども・子育て支援事業計画上の確保方策の数値については、放課後児童クラブのみの数値を計上することになるが、ニーズ調査結果に基づく放課後児童クラブに対するニーズについては、放課後児童クラブで対応することを基本としつつ、特に、高学年の児童の放課後には様々な過ごし方があることにも留意して、児童館や放課後子供教室等の適切な事業を利用することにより、その居場所が確保されるのであれば、こうした事業の活用も考えられる。なお、その際、利用者や保護者、議会等に対して放課後児童クラブ以外の事業の利用について説明責任を果たすことが求められる。
(4) 補助対象等について	
6 児童福祉法の改正により放課後児童クラブの対象児童が高学年まで拡大することから、既存のクラブについて、高学年の受入に伴う改修や備品購入をした場合の補助はないのか。	現行、実施要綱上、余裕教室など既存施設の改修は放課後児童健全育成事業を「新たに実施」する場合のみとする要件を設けており、既に放課後児童健全育成事業を実施している場合の既存施設の改修は対象外としているところであるが、ご質問のあった、既存クラブの高学年受入に伴う改修についても、補助の対象とできるよう、今後補助要件等について検討してまいりたい。 なお、既存クラブの備品購入等については、事業を行う場所1か所につき1回限りとする要件を設けているが、ア 厚生労働大臣が定める期間を経過したものについて設備等の更新を行う場合 イ 受け入れ児童数の増加に伴う施設の整備などにより、設備等が不足する場合の追加的な設備の整備及び備品の購入を行う場合 については、事業を行う同一の場所において複数回、実施することを可能としている。
7 放課後子ども総合プランでは「原則として全ての小学校区で放課後子供教室と放課後児童クラブの実施を目指す」とされているが、現在利用人数が10人未満の放課後児童クラブには、国の運営補助はない。今後、国で補助対象を10人未満まで拡大するという考えはあるのか。	来年4月に本格施行を予定している子ども・子育て支援新制度の「質の改善」においては、19人以下のクラブについて非常勤職員1名を追加配置することについて、予算編成過程で検討することとしている。 また、国庫補助基準を満たさない地方単独事業として実施する小規模児童保育については、特別交付税の算定対象とされており、平成25年度における算定基礎額は、児童一人当たり55,000円としており、財政支援を図っているところである。
8 今後、放課後児童クラブを新設する際、学校内だけでなく民間施設の借り上げも可能か。	今後、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目標としているが、地域の実情に応じて学校外で実施することも差し支えない。 よって、放課後児童クラブをアパート等に新設することは可能である。 なお、小学校外で放課後児童クラブを実施している場合についても、ニーズに応じ、小学校の余裕教室等を活用することが望ましいと考えており、必要な協議を進めていただきたい。
(5) 放課後児童クラブガイドラインについて	
9 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の策定を受けて、平成19年に策定した「放課後児童クラブガイドライン」を見直すのか。見直すのであれば、いつ新たなガイドラインが示されるのか。	平成24年の児童福祉法の改正や本年4月に公布した「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」等を踏まえ、平成19年に策定した「放課後児童クラブガイドライン」を見直すこととしている。 新たな基準に基づく放課後児童クラブガイドラインについては、国の調査委託事業の中で、見直しに関する委員会やワーキングチームを設置して具体的な検討を進めていくこととしている。 その見直しに当たっての基本的な考え方として、①「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に基づき、放課後児童クラブの質の担保を図り、運営主体が自己点検・自己評価するための指針となるもの、②放課後児童クラブの機能・役割を示した全国的な標準仕様となるもの、③異なる専門性を有して従事している放課後児童クラブの職員が共通認識を得るためのもの、との位置づけを明確にし、運営に関する具体的な内容を盛り込んだ「運営指針（仮称）」的なものとしていく考えである。 国としては、来年2月には調査業務報告書の提出を受け、社会保障審議会児童部会放課後児童クラブの基準に関する専門委員会等での議論を経て、新たなガイドラインである「放課後児童クラブ運営指針（仮称）」をとりまとめ、来年3月末を目途に通知として各自治体に発出する予定である。
3 放課後子供教室（放課後子ども総合プラン関連以外）について	
1 地域人材の確保が難しい。土曜日の応援団のように、市で（身近な地域の人材だけでなく）放課後の応援団を募集するなどの取組も行って良いか。	旅費としての支出は要綱上困難だが、ある程度広域でも、大学生や民間教育事業者、企業、NPO等新たな担い手を巻き込む仕組みを是非つくっていただきたい。